

◎新潟県教育委員会告示第8号

博物館法（昭和26年法律第285号）第15条第1項に基づく届出により、平成25年3月29日に次のとおり博物館の登録を抹消した。

平成25年3月29日

新潟県教育委員会教育長 高井 盛雄

設置者の名称及び住所	南魚沼市 南魚沼市六日町180番地1	財団法人北越美術博物館 胎内市本町2番24号
名称	南魚沼市立今泉博物館	北越美術博物館
所在地	南魚沼市下一日市855番地	胎内市本町2番24号
登録番号	新潟県第31号	新潟県第21号
博物館の廃止年月日	平成24年3月31日	平成24年9月30日